

平成31年3月 川棚町議会定例会会議録

(第5日目)

平成31年3月20日 水曜日 (午前10時開議)

出席議員 (13人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	(欠員)	
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	馬 場 直 英
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企 画 財 政 課 長	野 上 英 了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美 昭
税 務 課 長	川 内 和 哉
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住 民 福 祉 課 長	荒 木 俊 行
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋 一
水 道 課 長	福 田 多 肥
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

議事日程

第 1	議案第16号	平成31年度川棚町一般会計予算	予算審査特別委員会 委員長
第 2	議案第17号	平成31年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算	〃
第 3	議案第18号	平成31年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算	〃
第 4	議案第19号	平成31年度川棚町介護保険事業特別会計予算	〃
第 5	議案第20号	平成31年度川棚町観光施設事業特別会計予算	〃
第 6	議案第21号	平成31年度川棚町下水道事業会計予算	〃
第 7	議案第22号	平成31年度川棚町水道事業会計予算	〃
第 8	総務厚生委員会調査報告		総務厚生委員会 委員長
第 9	石木ダム対策調査特別委員会調査報告		石木ダム対策調査 特別委員会委員長
第 10	新庁舎等建設調査特別委員会調査報告		新庁舎等建設調査 特別委員会委員長
第 11	議会広報広聴特別委員会調査報告		議会広報広聴 特別委員会委員長

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第1、議案第15号「平成31年度川棚町一般会計予算」から、日程第7、議案第21号「平成31年度川棚町水道事業会計予算」までを川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長 報告をいたします。お手元に報告書を配布しておりますので、読み上げることにいたします。

平成31年3月19日。川棚町議会議長初手安幸様。予算審査特別委員会委員長田口一信。

予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第77条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果と読み上げます。

議案第15号、平成31年度川棚町一般会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第16号、平成31年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第17号、平成31年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第18号、平成31年度川棚町介護保険事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第19号、平成31年度川棚町観光施設事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第20号、平成31年度川棚町下水道事業会計予算、原案可決すべき

ものと決定。

議案第21号、平成31年度川棚町水道事業会計予算、原案可決すべきものと決定でございます。めくっていただいて、報告を読み上げます。

予算審査特別委員会審査報告。

議案第15号「平成31年度川棚町一般会計予算」、議案第16号「平成31年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第17号「平成31年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第18号「平成31年度川棚町介護保険事業特別会計予算」、議案第19号「平成31年度川棚町観光施設事業特別会計予算」、議案第20号「平成31年度川棚町下水道事業会計予算」及び議案第21号「平成31年度川棚町水道事業会計予算」について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査の方法。2分科会方式で審査を行い、予算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総体的な審査を実施した。なお、議案第15号「平成31年度川棚町一般会計予算」のうち、新庁舎建設費については予算審査特別委員会で審査した。

(2) 審査期日。(分科会)平成31年3月8日、11日、12日、14日。(特別委員会)平成31年3月12日、15日、19日。

(3) 審査場所。第1・2委員会室及び現地。

(4) 出席者。委員全員、議長、事務局長、事務局書記、副町長、教育長、次長、各担当課長、各室長、各担当係長。

2. 審査内容。(主要事項についての質疑と答弁)。

(1) 各分科会における質疑と答弁については、別添資料とし省略する。

(2) 予算審査特別委員会での主な質疑と答弁。

質疑：ふるさと納税の返礼品は200品目くらいに増やすほどあるのか。

答弁：現在50品目ほどであるが、商品の組み合わせを増やす。また、新規に日本酒、墓掃除サービスなどを入れる。

質疑：個別施設管理計画策定業務とは。

答弁：各学校、給食センター等の公共施設について現状を調査し、各施設の管理計画の策定業務を委託する。

質疑：地方生活実現移住支援補助金とは。

答弁：県の補助はあるが、まだ対象企業が指定されていない。

質疑：人感センサー設置対象は。

答弁：希望者が民生委員を通じて申請する。

質疑：児童遊園の管理図面作成とは。

答弁：旭ヶ丘、尾山の児童遊園を都市公園として建設課の所管に移管し、遊具等の適切な管理を行う。

（以上質疑は第2分科会委員 答弁は第1分科会主査）。

質疑：基幹農道川棚西部地区の用地交渉は。

答弁：残り4筆であり、交渉中である。

質疑：コミュニティ・スクールは、当初予算に計上していないが。

答弁：補正予算で対応することになる。

質疑：小・中学校のエアコン設置は。

答弁：空教室を利用するなどして工事を進め、6月末までに設置する。

質疑：下水道事業未接続世帯への対応は。

答弁：接続を進めるため、3年以上未接続の世帯について調査する考えである。

質疑：観光事業収入は減額となっているが。

答弁：減収とコスト増が見込まれる。

（以上質疑は第1分科会委員 答弁は第2分科会主査）。

議案第15号「平成31年度川棚町一般会計予算」の新庁舎建設費に関する審査。主要事項についての質疑と答弁。

質疑：役場庁舎建設委員会の開催予定は。

答弁：この3月にできる基本設計の説明と、実施設計ができたときの説明との2回を考えている。

質疑：仮庁舎への移転は、土・日曜日で行うのか。

答弁：2日では困難なので、3連休のときなどに行いたい。

質疑：別館棟は屋上防水、外壁、空調、トイレの改修以外はしないのか。

答弁：別館棟は長寿命化が必要である。躯体の状況がわからないので、調査する必要がある。

質疑：周辺住宅の建物事前調査は、21戸で十分か。

答弁：敷地から40メートルの範囲内という基準になっている。

質疑：第2別館西側駐車場への入口の拡幅は。

答弁：舗装工事のときに行う。

（以上質疑は予算審査特別委員会委員 答弁は副町長等）。

以上で質疑を終了し、議案ごと、討論、採決を行った。

3. 審査の結果。

（1）議案第15号「平成31年度川棚町一般会計予算」の討論、採決。

反対討論（要旨）。消費税アップを盛り込んだ交付税収入が予定されており、また、広報誌にも発表されたコミュニティ・スクールの予算が計上されていないので、反対する。

賛成討論（要旨）。予算は総合的に判断すべきであり、エアコン設置、幼保無償化、防災対策としての新庁舎建設、少子化対策などバランスの取れた予算となっているので賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

（2）議案第16号「平成31年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の討論、採決。

反対討論（要旨）。1人当たり賦課率が県標準より高くなっており、広域化を見直すべきであるので反対する。

賛成討論（要旨）。広域化により安定した運営となっており、糖尿病性腎症重症化予防に取り組むなど町民の健康維持のための予算となっているので、賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

（3）議案第17号「平成31年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の討論、採決。

反対討論（要旨）。9割軽減が7割軽減に戻され、高齢者が影響を受けるので、反対する。

賛成討論（要旨）。75歳以上の高齢者が安心して医療が受けられるように導入された制度で、本町もこの方針に基づき事務を行っており賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

(4) 議案第18号「平成31年度川棚町介護保険事業特別会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(5) 議案第19号「平成31年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(6) 議案第20号「平成31年度川棚町下水道事業会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(7) 議案第21号「平成31年度川棚町水道事業会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

4. 委員会としての意見。

①ふるさと応援寄附金の返礼品については、魅力ある商品開発を行うとともに、新たなふるさと応援寄附金サイトも活用し、寄附金の増額に努められたい。

②個別施設管理計画策定業務については、長期的な視点を持って、更新・長寿命化などの方針を定め、財政負担の軽減・平準化を図られたい。

③新庁舎の建設に当たっては、住民サービスへの支障とならないよう配慮するとともに、役場庁舎建設委員会など各方面の意見をよく聞いて建設を進められたい。

④手話通訳者の配置については、障がい者の窓口利用がしやすくなるよう配慮されたい。

⑤30歳代を対象とした健診事業については、主旨普及に努め、多くの人に受診してもらえるよう取り組まれたい。

⑥合併処理浄化槽については、設置推進に取り組むとともに、維持管理費に対する補助制度を早急に検討されたい。

⑦地区からの環境整備要望については、今後も誠意を持って対応されたい。

⑧基幹農道川棚西部地区や社会資本整備総合交付金事業における町道3路線の工事に関しては、完成予定が遅れている。早期完成を目指し、今以上の取り組みに努められたい。

⑨川棚港埋立地緑地整備事業においては、早期の完成が待ち望まれている。平成31年度は、さらに工事が進捗するよう県へ要望されたい。

⑩コミュニティ・スクールについては、スムーズな運営ができるよう努め

られたい。

⑪医療費の分析業務については、分析結果を保健指導に十分活用し、町民の健康維持に努められたい。

⑫大崎観光については、観光客の増加に繋がるような施策に取り組まれたい。

⑬下水道事業については、未接続世帯の早期接続の推進に取り組むなど健全経営に努められたい。以上でございます。

議 _____ **長** これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、一件ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第15号「平成31年度川棚町一般会計予算」の討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

4番久保田 久保田です。議案第15号「平成31年度川棚町一般会計予算」に対する反対討論を行います。

歳入第6款地方消費税交付金2億5,000万円は、10月からの消費税10%の増税によるもので、消費税8%のときと比べると1,000万円が町民の暮らしを直撃するものにほかなりません。しかも、消費税10%の増税前に、飲食料品値上げが相次いでいます。牛乳、アイスクリーム、カップ麺、即席麺、清涼飲料など、4月1日より2%から8%の値上げ率となっています。軽減策が言われていますが、オリンピックまでの9ヶ月間で、その後は子育て世帯、低所得者世帯など、生活に困窮している人がさらに負担を強いられ、憲法25条に逆行する状況になることは目に見えています。

また、10款教育費では3月4日、3月議会初日に行われた平成31年度施策などに関する町長説明では、コミュニティ・スクールを推進していくと述べられ、それより先に2月27日に配布された広報かわたなでも導入すると町民に向けて発表されました。コミュニティ・スクールの仕組みの中に学

校運営協議会があり、この中には職員の任用にも権限があると記載されています。このような重要な新規事業であるにも関わらず、委員長報告では補正予算で対応するということでしたが、であるならば、平成31年度の当初予算に計上すべきではありませんか。議会への説明もなく、拙速な進め方は議会軽視といえるのではないのでしょうか。

以上のことにより、議案第15号「平成31年度川棚町一般会計予算」に反対します。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。はい。山口議員。

1 番 山 口 平成31年度の一般会計予算に賛成する立場から討論を行いたいと思います。予算というのは元来が施策と関連させですね、どのようないわゆる予算編成がなされているか、総合的な見地に立って判断すべきものと考えております。

平成31年度一般会計予算についてはですね、幼児保育無償化、小中高へのエアコン設置、防災対策としての、防災拠点としての庁舎建設等に取り組むなど、安全・安心なまちづくりや少子高齢化対策等の施策にバランスの取れた予算編成だと、このように判断いたしまして賛成をいたします。

議 長 次に、反対者の発言はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 賛成者の発言はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号「平成31年度川棚町一般会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって、議案第15号「平成31年度川棚町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 19)

議 長 次に、議案第16号「平成31年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し、委員長の報告は原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

4番久保田 はい。4番、久保田です。議案第16号「平成31年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する反対討論を行います。

国民健康保険制度は国民の4人に1人が加入し、国民皆保険の医療制度の重要な柱になっています。しかし、国民健康保険税の滞納世帯が全加入者の15%を超えるなど、国保税の重い負担に国民は悲鳴を上げています。

国保の加入者構成は、かつては7割が農林水産業と自営業、従事者でありましたが、今では43%が年金生活者などの無職、34%が非正規雇用などで合わせて8割近くになっています。

1984年以降、国庫負担の削減、抑制で、国保に対する国の責任が後退する中、約3,400億円の財政支援が行われましたが不十分であり、国保加入者の貧困化、高齢化など進む中で国保税に対する負担は益々重くなっています。国保税が高くなる要因の1つに、世帯の人数を算定基礎とする均等割がありますが、他の保険にはないものです。世帯の人数が保険税に影響するのは国保だけです。少子化対策を言うのならば、均等割を外すべきです。

平成31年2月20日の長崎県福祉保険部国保健康推進課の報告によると、給与収入400万円、30歳代の夫婦と子ども2人の4人家族のモデルでは、本町の保険料は47万6,900円で県内1位です。一番低い佐々町の保険料33万9,000円と比較すると、13万7,900円も高くなっています。国民健康保険税を引き下げのためには、国庫負担金増額が不可欠です。国に国庫負担金の引き上げを要請することを求めて、議案第16条

「平成31年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に反対します。

議 長 次に賛成者の発言を許します。堀田議員。

6 番 堀 田 はい。議案第16号「平成31年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の賛成討論を行います。

国民健康保険事業は、国保加入者が助け合うための制度であり、平成30年度から県、市町村が一体で運営する広域化が始まり、より安定的な国保財政の運営を図るための予算となっており、委員長の報告に賛成をいたします。

議 長 次に、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。堀池議員。

7 番 堀 池 議案第16号「平成31年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する賛成討論を行います。

平成30年度から本事業の広域化がスタートし、県と県内市町が一体となって運営を行って行く中で、糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組まれるなど、町民の疾病予防や健康を維持するための、総合的に配慮されていると判断し、「平成31年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に賛成します。

議 長 ほかに反対、賛成の討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 はい。よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第16号「平成31年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって、議案第16号「平成31年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 24)

議 _____ **長** 次に、議案第17号「平成31年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

4 番 久 保 田 議案第17号「平成31年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する反対討論を行います。

国の制度とは言え、川棚町に影響を受ける高齢者がおられる限り反対をしないわけにはいきません。改正の中身は、低所得者に対する均等割軽減特例の見直しで、現在、9割軽減の方が年金生活者支援給付の支給が平成31年度10月から開始されることから7割軽減に戻すというものです。本来、年金生活者支援給付は平成31年10月からの消費税10%への増税の影響緩和策として、前年所得が老齢基礎年金の満額以下などの所得が一定基準、7万9,300円を下回る国民年金の受給者に対して給付金を支給するものです。対象者は年金給付者全体の1割程度であり、影響緩和策といってもほとんどの年金受給者が、年金削減と消費税増税の直撃を受けることとなります。後期高齢者医療制度はスタート時点から高齢者を苦しめる内容であり、認めるわけにはいかないと言いつけてきました。よって、議案第17号「平成31年度川棚町後期高齢者医療特別会計」に反対します。

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。堀池議員。

7 番 堀 池 議案第17号「平成31年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する賛成討論を行います。

まず、制度に不満があれば、国に対し意見書を提出すべきと思います。

この制度は超高齢化が進む中、若い人からも負担をしていただき、75歳

以上の高齢者が安心して医療を受けられるように導入された制度であります。

医療費の5割は国・県・市町で負担し、4割を若い現役世代が担い、残る1割を高齢者に負担していただくという、国民全体で支え合う仕組みがこの制度です。本町もこの方針に基づいての予算は適正に編成されていると判断いたします。

よって「平成31年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に賛成します。

議 _____ **長** 次に、反対者の発言はありますか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 賛成者の発言はありますか。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号「平成31年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって、議案第17号「平成31年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:28)

議 _____ **長** 次に、議案第18号「平成31年度川棚町介護保険事業特別

会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ 長 次に、賛成者の発言を許します。はい。堀田議員。

6 番 堀 田 議案第18号「平成31年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の賛成討論を行います。

介護保険は、介護が必要となった方を社会全体で支える制度であり、介護サービス、地域支援事業、高齢者家族に対する支援、配食サービスなど各種事業に取り組む予算となっており、委員長の報告に賛成をいたします。

議 _____ 長 ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ 長 よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号「平成31年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ 長 全員起立です。したがって、議案第18号「平成31年度川棚町介護保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 30)

議 長 次に、議案第19号「平成31年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第19号「平成31年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって、議案第19号「平成31年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:31)

議 長 次に、議案第20号「平成31年度川棚町下水道事業会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。ありませんか。

「なし」の声あり

議長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第20号「平成31年度川棚町下水道事業会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 全員起立です。したがって、議案第20号「平成31年度川棚町下水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:33)

議長 次に、議案第21号「平成31年度川棚町水道事業会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第21号「平成31年度川棚町水道事業会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって、議案第21号「平成31年度川棚町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:34)

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(10:34)

(…休 憩…)

(11:21)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、日程第8「総務厚生委員会調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 総務厚生委員会調査報告を行います。閉会中の継続調査を行ってまいりました「自治会バス事業」について、調査結果を報告いたします。

この調査結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、既に議長あてに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

平成31年3月14日。川棚町議会議長初手安幸様。総務厚生委員会委員長波戸勇則。

委員会調査報告書。

本委員会の調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

総務厚生委員会調査報告。

1. 件名。「自治会バス事業」について。

2. 期日。平成29年6月19日から平成31年3月14日。

3. 場所。第1委員会室、川棚町中央公民館、西白石北公民館等。

4. 経過と概要。

(1) 平成29年6月19日。

本会議において「自治会バス」事業について閉会中の継続調査を申し出た。

(2) 第1回委員会（平成29年7月5日）。

出席者：委員全員、議長、事務局長。

「自治会バス事業」に係るこれまでの経過及び福岡県小郡市「自治会バス制度」について協議した。

(3) 第2回委員会（平成29年8月3日）。

出席者：委員全員、議長、事務局長。

西部地区総代会から「自治会バス・シミュレーション」に係る報告を受け協議した。

(4) 第3回委員会（平成29年8月30日）。

出席者：委員全員、議長、事務局長。

自治会バス利用アンケート調査票について協議した。

(5) 第4回委員会（平成29年10月24日）。

出席者：委員全員、議長、事務局長。

西部地区総代会の意見書を受け、アンケート調査票について、内容の再検討を行った。

(6) 第5回委員会（平成29年11月6日）。

出席者：委員全員、議長、事務局長。

自治会バスアンケート調査票の内容について最終確認し配布、回収方法などについて協議した。

(7) 平成29年11月23日。

出席者：藤田総代、廣川総代、小田総代、波戸・高以良・毛利議員。

自治会バスアンケート調査票の内容確認、配布及び回収方法など詳細について協議した。

(8) 第6回委員会（平成29年11月30日）。

出席者：委員全員、議長、事務局長。

自治会バスアンケート調査票の印刷と西部地区総代会への依頼などについて協議した。

(9) 平成29年12月から平成30年1月。

自治会バス利用アンケート調査票の各世帯への配布・回収を西部地区総代会にお願いし、調査票回収後、回答内容を取りまとめた。

(10) 第7回委員会(平成30年2月9日)。

出席者：委員全員、議長、事務局長。

自治会バス利用アンケート調査の結果を受け、モデル地区の検討など今後の対応について協議した。

(11) 第8回委員会(平成30年2月21日)。

出席者：委員全員、議長、事務局長。

自治会バス利用アンケートの結果等について西部地区総代と意見交換会を開催することなどを協議した。

(12) 第9回委員会(平成30年3月14日)川棚町中央公民館。

出席者：西部地区総代(2名欠席)、委員全員、議長、事務局長。

自治会バス利用アンケート結果の詳細について報告及び意見交換を行い、各地区で説明会を行うことなどを協議した。

(13) 平成30年3月18日。三越公民館。

説明者：田口・久保田・福田委員。

三越地区総会において自治会バスの説明を行った。

(14) 平成30年4月1日。惣津公民館。

説明者：高以良・三岳・久保田委員。

惣津地区総会において自治会バスの説明を行った。

(15) 第10回委員会(平成30年4月17日)。

出席者：委員全員、議長、事務局長。

三越地区及び惣津地区での説明会の内容等について報告を受け、今後の取り組みを協議した。

(16) 平成30年5月7日。西白石公民館。

出席者：波戸・久保田・毛利委員。

西白石地区役員会において自治会バスの説明を行った。

(17) 平成30年5月25日。西部地区総代会の小都市視察研修に同

行。

同行者：波戸・高以良・田口・久保田委員。

自治会バス「ベレッサ号」について運営の状況と運行協議会規約などを視察した。

(18) 第11回委員会(平成30年6月11日)。

出席者：委員全員、議長、事務局長。

5月25日の小郡市視察報告を行い、今後の対応について協議した。

(19) 平成30年8月2日。西白石北公民館。

出席者：西部地区総代(1名欠席)、波戸・高以良・三岳・毛利委員、議長、総務課長、企画財政課長、各係長。

西部地区総代会会長ほか2名が視察を行った小郡市御原校区「みはら号」の報告と「自治会バス」導入に係る協議及び意見交換を行った。

(20) 第12回委員会(平成30年8月22日)。

出席者：委員全員、議長、事務局長。

8月2日に行われた協議内容の報告と運行に係る収支のシミュレーション等を協議した。

(21) 第13回委員会(平成30年11月12日)。

出席者：東山会長、小田事務局長、委員全員、議長、事務局長。

川棚町西部地区自治会バス運行協議会の町への要望内容及び各世帯の負担金等について説明を受け、意見交換を行った。

(22) 第14回委員会(平成31年1月15日)。

出席者：委員全員、議長、事務局長。

自治会バスについて、今後の対応を協議した。

(23) 第15回委員会(平成31年2月1日)。

出席者：委員全員、議長、事務局長。

西部地区自治会バス運行協議会の取り組み状況、委員会報告書について協議した。

(24) 第16回委員会(平成31年2月20日)。

出席者：小田事務局長、委員全員、議長、事務局長。

西部地区自治会バス運行協議会への各自治体の負担金は、道路運送法に抵触するとの長崎運輸支局の見解について協議を行った。

(25) 第17回委員会(平成31年2月21日)。

出席者：委員全員、議長、事務局長、総務課長、情報法規係長。
長崎運輸支局の見解と今後の対応等について協議した。

(26) 第18回委員会(平成31年3月14日)。

出席者：委員全員、議長、事務局長。
委員会報告書について協議した。

5. まとめと意見。

前委員会でのコミュニティーバスや乗合タクシーなどの調査研究の結果を踏まえ、本委員会では「自治会バス」について地域住民への情報提供を行ってきた。

具体的な取り組みとして、西部地区総代会と協議を重ね、アンケート調査を行い、また、各自治会への説明会及び総代会に同行しての小都市視察などを行った。

西部地区総代会では検討を重ね、平成30年9月に「川棚町西部地区自治会バス運行協議会」が設立され、行政との具体的な協議が進められてきたが、平成31年1月に長崎運輸支局から各自治会の負担金が道路運送法に抵触するとの見解が示され、これまで検討してきた手法では実現が困難になった。

しかしながら、高齢化が進む中、本委員会では自治会バスは本町の住民にとって必要不可欠な交通手段と捉えており、今後も行政は西部地区総代会及び川棚町西部地区自治会バス運行協議会と連携し、NPO法人等の設立も含め、運行実現に向け積極的に取り組まれない。以上、報告といたします。

議 _____ **長** これから、委員長の報告に対し、質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(11:33)

議 _____ **長** 次に、日程第9「石木ダム対策調査特別委員会調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。石木ダム対策

調査特別委員長。

石木ダム対策調査特別委員長 報告書を提出しておりますので、読み上げまして報告に代えさせていただきます。

平成31年3月4日。川棚町議会議長初手安幸様。石木ダム対策調査特別委員会委員長田口一信。

委員会調査報告書。

本委員会の所管事務調査事件について、調査の結果を別添のとおり、川棚町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第77条の規定により報告します。めくっていただいて報告書があります。読み上げます。

石木ダム対策調査特別委員会調査報告。

1. 件名。石木ダム建設事業等に関する事。
2. 期日。平成27年6月18日（設置）から平成31年3月4日まで。
3. 調査の経過。

石木ダムに関しては、話し合いによる解決が進展しないまま、対象となるすべての土地について、土地収用委員会への裁決申請が行われ、一部の土地については平成27年10月に収用が終わっており、残りの土地についても、土地収用委員会の審理はほぼ終わっている状況と思われる。また、水源地域整備計画に関しては、昨年10月に県から町へ意見照会があった後、本年1月に県が水源地域の指定の申請を国土交通大臣に提出しており、近々指定がなされるものと考えられる。

なお、地権者等から提起された「事業認定取消訴訟」は、長崎地裁において、平成30年7月、「ダム計画は不合理ではない」として請求棄却となった。地権者等は控訴している。

本委員会は、石木ダム建設の問題が、早急に円満に解決することを望みつつ、随時委員会を開催し、状況の把握に努めてきた。

その経過は別紙に示すが、主なものは次のとおりである。

(1) 平成28年3月議会に、石木ダムの安全性に関する陳情が佐世保市の住民から提出され、閉会中審査により、県から安全性についての説明を受けるなどの調査を行い、同年6月議会に不採択の旨を報告し、その旨議決された。

(2) 佐世保市の水道の状況について把握する必要があると考え、平成3

0年4月25日に、佐世保市水道局を訪問し、説明を聴取し、山の田ダムなど5か所の現地視察を行った。

(3) 水源地域整備計画に関し、平成28年10月5日に、計画概要の説明を県から聴取し、同年11月22日に萱瀬ダム、平成29年11月29日に嘉瀬川ダムの現地視察を行った。また、水源地域の指定に係る意見照会に関し、平成30年10月17日、町から説明を聴取した。

4. まとめ。

(1) 石木ダムの建設は、治水・利水両面からの必要性について、国土交通大臣の事業認定により認められている。また、それを争った「事業認定取消訴訟」についての長崎地裁の判決においても、「ダム計画は不合理ではない」との考えが示されている。特に、川棚町民にとっての石木ダム建設の意義は、町民の安全・安心の確保という防災面にあり、早急に建設を進める必要がある。この認識は町長も委員会と同じであることを確認した。

(2) 今後は水源地域整備計画の策定作業が進められることもあり、町民がこぞって新しい川棚町のまちづくりを考えていく時期ともなる。そのためにも町民の心を1つにすることが大事であり、石木ダム問題の早急な解決が望まれる。

(3) 石木ダムの建設及び水源地域整備計画の策定に関しては、今後も土地収用委員会の裁決をはじめ様々な動きがあるものと考えられるので、議会においては引き続きこの問題について調査を継続していくことが必要である。

5. 委員会としての意見。

(1) 県に対しては、石木ダム問題を早急に円満に解決するため、地権者のもと真摯な話し合いの場を持つよう、今後一層努力されることを望む。

(2) 町においては、地権者は町民の一人として、防災という行政目的に協力していただくことについて理解を得られるよう、様々な形で努力されたい。

(3) 水源地域整備計画における事業は、町が事業主体となるものが多くなると見込まれることに鑑み、町は町民全体の理解を得るものとするよう、計画策定の段階から主体性を持って取り組まれない。

(4) 地権者の方々には多大な心労をかけてきたが、石木ダムの建設につ

いて、防災という行政目的に協力していただくことを切に望む。

別紙ですが、読み上げます。

別紙、石木ダム対策調査特別委員会の経過。（平成27年6月18日設置）

年度。番号。期日。内容。説明者。と、こういう欄になっておりますので、順番に読み上げます。

27年度。1番。6月24日。現在までの経過について調査。説明者なし。

2番。7月8日。現在までの経過について調査。なし。

3番。8月19日。現在までの経過について調査。説明者なし。

4番。10月20日。県から説明聴取。県のダム事務所長ほか。

5番。10月30日。議会報告会（11月）想定問答について協議。なし。

6番。12月25日。今後の進め方について協議。なし。

7番。3月22日。陳情の継続審査申出を決定。なし。

28年度に入りまして、8番。4月18日。陳情に関し、県から説明聴取。県ダム事務所長ほか。

同じ日に、議会報告会（5月）想定問答について協議。なし。

9番。5月11日。陳情内容及び県の説明について検討。なし。

10番。6月2日。陳情不採択を決定。

11番。6月14日。陳情についての委員会報告書作成。なし。

12番。7月13日。裁決申請（第3弾）内容について意見交換。

13番。9月2日。ダム対策室から経過について説明聴取。ダム対策室長ほか。

14番。10月5日。県から水源地域整備計画等について説明聴取。県ダム事務所長ほか。

15番。11月22日。萱瀬ダム見学。県ダム事務所長ほか。

16番。12月15日。今後の進め方について協議。なし。

17番。1月19日。現状等について情報交換。なし。

18番。2月14日。町長に対する質疑。町長ほか。

29年度に入りまして、19番。4月19日。議会報告会（5月）想定問

答について協議。なし。

20番。6月1日。県からダム代替案等について説明聴取。県ダム事務所長ほか。

21番。8月30日。県から現状等について説明聴取。県ダム事務所長ほか。

22番。11月29日。嘉瀬川ダム見学。県ダム事務所長ほか。

23番。1月26日。県から水源地域整備計画等について説明聴取。県ダム事務所長ほか。

24番。2月16日。今後の進め方について協議。なし。

30年度ですが、25番。4月25日。佐世保市水道局から説明聴取、ダム現地視察。佐世保市水道局長ほか。

26番。7月31日。県から現状等について説明聴取。県ダム事務所長ほか。

27番。10月17日。町から水源地域の指定に係る意見照会について説明聴取。副町長ほか。

28番。11月8日。今後の進め方について協議。なし。

29番。1月30日。取りまとめについて協議。なし。

30番。2月14日。町長に対する質疑。町長ほか。

31番。2月25日。取りまとめについて協議。なし。

32番。3月4日。取りまとめについて協議。なし。以上でございます。

議 長 これから、委員長の報告に対し、質疑を行います。久保田議員。

4番久保田 委員長報告に質問します。2ページに「特に川棚町民にとっての石木ダム建設の意義は、町民の安全・安心の確保という防災面にあり」とありますが、私の認識では佐世保の利水の上に川棚町の治水が乗ったと認識しております。そして、その利水問題は佐世保市の問題であり、ダム特では特別取り上げて協議したことはないと言われたこともお聞きしました。しかし、佐世保市の水のために13世帯の方々の財産やコミュニティー、それから文化、いろいろなものが奪い取られようとしているんです。そのことに対して議員として、町民としてダム特委員会はどう思われているのかを1つ。

それから、地元地権者はあくまでも県知事との話し合いを望まれています。そのことをどのように接点を持つと思われているのか、いつ頃に目途がつくのか、それが1つ。

それから、4月に改選がありますが、このダム特委員会は新しい構成の中にどのように引き継いでいかれるのか。その3点をお尋ねします。

議 _____ **長** はい。委員長。

石木ダム対策調査特別委員長 3点ご質問がありましたので、順番にお答えしたいと思います。

まず、基本の第1点ですけれども、佐世保の利水の上に治水があるという考えは逆だと認識しております。基本はですね、川棚町に治水ダムを造るという基本があって、そののみが町民に対して意義のあることです。基本は治水ダムを造るという、それに佐世保市がお金を出して上積みをして、利水容量を確保するという考えでありますので、佐世保市の利水のためにダムを造るのではない。川棚町民の安全・安心という防災のためにダムを造るのであるという認識をお願いをしたいと思います。この点は、その点を理解してもらわないと問題が進まない。この点をはっきりと理解していただきたいと思えます。

次、2点目ですが、話し合いの接点について、当然実際に接点を持つのは当事者であります県でありますので、私達が具体的にどうしろこうしろということはできませんが、常に委員会の場に県の事務所長等に出席をいただいたときには、早急に本当に真摯な話し合いを持つように、ぜひともそういう場を持ってくれということは常に申し上げておりますし、そういう旨は知事の方まで伝わっているのであろうというふうに考えております。

3点目ですが、3点目は実は報告書の2ページの(3)のところに書きましたように、今後もいろんなこのダム問題に関しては動きがありますので、次の期においても特別委員会などの方式で調査をしていく必要があるのではないのでしょうかという旨を提言をいたしておりますけれども、具体的にどのような形でこの問題が調査されていくのかは、次の期の議会に委ねるということをございます。以上でございます。

議 _____ **長** ほかにご質問はありませんか。よろしいですかね。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(11:48)

議 長 次に、日程第10「新庁舎等建設調査特別委員会調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。新庁舎等建設調査特別委員長。

新庁舎等建設調査特別委員長 新庁舎等建設調査委員会では、新庁舎等の建設に関わって閉会中の調査を行ってまいりました。この報告書につきまして、前もって議長あて提出いたしておりますので、本日はその報告書を読み上げ報告とさせていただきます。

平成31年3月15日。川棚町議会議長初手安幸様。新庁舎等建設調査特別委員会委員長山口隆。

委員会調査報告書。

本委員会の所管事務調査事件について、調査の結果を別添のとおり、川棚町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第77条の規定により報告します。ページを開けてください。

新庁舎等建設調査特別委員会調査報告。

1. 件名。新庁舎等建設に関すること。
2. 期日。平成29年12月15日（設置）から平成31年3月15日。

3. 経過と概要。

(1) 第1回委員会。

日時、平成29年12月26日、火曜日。

場所、第1委員会室。

出席者、委員全員、議長、事務局長。

閉会中の調査事項について調査方法及び調査内容について協議した。

(2) 第2回委員会。

日時、平成30年1月16日、火曜日。

場所、第1委員会室。

出席者、委員全員、議長、事務局長、副町長、総務課長、企画財政課

長、行政係長。

行政と意見交換をいたしました。

主な内容として、新庁舎建設委員会の位置付けは「諮問委員会」に近い位置付けである。

②新庁舎建設委員会の協議内容について説明を受けた。3月末に報告がなされる予定である。

③「市町村役場機能緊急保全事業」について説明を受けた。

(3) 第3回委員会。

日時、平成30年4月6日、火曜日。

場所、第1委員会室。

出席者、委員全員、議長、書記。

主な内容。平成30年3月15日木曜、平成30年度の一般会計予算審査特別委員会での新庁舎建設計画の4種類のプランについて協議検討した。

②基本構想と基本計画の関連性について協議した。

③先進地視察調査について検討した。佐賀県みやき町、福岡県広川町、熊本県山鹿市、大津町を検討しました。次のページです。

(4) 第4回委員会。

日時、平成30年4月26日、木曜日。

場所、第1委員会室。

出席者、委員全員、議長、書記、副町長、総務課長、企画財政課長、新庁舎建設室長、行政係長、新庁舎建設係長。

主な内容。①下記内容について行政から説明を受けました。

- ・基本構想について（現在作成中で、5月末まで作成予定である）。
- ・「役場新庁舎建設委員会」の提言について。
- ・基本設計業務の公募について（プロポーザル方式の公募を検討中）。
- ・新庁舎建設の工程について。

②新庁舎建設については、行政からプラン1からプラン6までの中からプラン3で進めたいとの説明があり、委員会としては「工期（平成32年度末完成）を考えると、複数案にこだわることにより工期内での完成が厳しくなることも考える。今後は、プラン3での基本構想、基本設計が提示される中で、委員会としての要望・意見を述べていく」ことを確認した。

(5) 先進地視察・調査。

日時、平成30年5月22日、火曜。23日、水曜。

出席者、委員全員、議長、事務局長。

視察地、佐賀県みやき町、福岡県広川町、熊本県山鹿市、大津町。

視察内容については、平成30年6月17日、日曜日、定例会で報告済みでございます。

(6) 第5回委員会。

日時、平成30年6月6日、木曜。

場所、第1委員会室。

出席者、委員全員、議長、事務局長。

先進地視察調査報告書のまとめを行った。

(7) 第6回委員会。

日時、平成30年11月12日、月曜。

場所、第1委員会室。

出席者、委員全員、議長、事務局長、新庁舎建設室長、新庁舎建設係長。

主な内容。①役場新庁舎建設基本設計業務委託業者決定の公募型プロポーザルの審査結果について行政から経緯、決定業者の説明を受ける。(株式会社建友社設計に決定、長崎市)でございます。

②今後の工程について説明を受ける。

(8) 第7回委員会。

日時、平成30年12月26日、水曜日。

場所、第1委員会室。

出席者、委員全員、議長、事務局長。

新庁舎建設に伴う議会の要望について協議した。(主に別館の改修、議場の改修について)。

(9) 第8回委員会。

日時、平成31年1月9日、水曜日。

場所、第1委員会室。

出席者、委員全員、議長、事務局長。

議会からの新庁舎等建設に関する要望書(案)について協議した。

(10) 先進地視察調査。

日時、平成30年1月16日、水曜日。

場所、西海市議会。

出席者、委員全員、議長、事務局長、書記。

西海市議会の議場の音響装置システムの視察調査を行った。西海市議会では議場内の音響装置をシステムとして導入することにより、電子採決、資料のモニター表示やインターネット中継が可能になっている。本庁の議場改修についても参考になると思われる。

(11) 第9回委員会。

平成31年2月4日、月曜。

第1委員会室。

委員全員、議長、事務局長。

「新庁舎等建設に関する要望書」について取りまとめを行った。

「要望事項」については平成31年1月25日、金曜日、全員協議会で説明済みでございます。

要望書については委員長、副委員長、議長、事務局長で2月25日、月曜日、町長に提出する。

(12) 要望書の提出。

日時、平成31年2月25日、月曜日。

場所、町長室。

出席者、委員長、副委員長、議長、事務局長、町長、新庁舎建設室長。

「新庁舎等建設に関する要望書」を補足説明を加え町長に提出した。

(13) 第10回委員会。

日時、平成31年3月15日、金曜日。

第1委員会室。

委員全員、議長、事務局長。

委員長報告書のまとめを行った。

4. 委員会の意見。

①「町民が利用しやすく親しみやすい、安全・安心を築く庁舎」とする基本理念のもと、町民本位の庁舎の建設を図られたい。

②庁舎建設については、議会への説明・協議並びに町民に対する情報発

信を丁寧に行われたい。

③建設工事については、地元業者の育成などの観点から、可能な限り地元企業者の活用を図られたい。

④工事期間中は、来庁者等に対する安全対策を十分行うとともに、住民サービスに低下をきたさないよう努められたい。

⑤議会の要望については、誠意を持って対応されたい。

5. 委員会のまとめ。

平成31年度から新庁舎等建設への取り組みが本格的に始まる。工期も2年間と限られており、議会の立場から行政と協力をし、庁舎建設に取り組む必要がある。そのために、竣工までは、新庁舎等建設調査特別委員会、全員協議会を議会の窓口として行政と協議しながら町民本位の庁舎等建設に努める必要がある。以上でございます。

議 長 これから、委員長の報告に対し、質疑を行います。はい。田口議員。

2 番 田 口 報告書の3ページの経過の(10)ですけれども、3ページ、経過の(10)。日時が平成30年となっていますが、平成31年の間違いではないですか。

議 長 委員長。

新庁舎等建設調査特別委員長 大変ありがとうございました。31年に訂正いただければ幸いです。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(11:58)

議 長 次に、日程第11「議会広報広聴特別委員会調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。議会広報広聴特別委員長。

議会広報広聴特別委員長 既に議長あて報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げて報告といたします。

平成31年3月8日。川棚町議会議長初手安幸様。議会広報広聴特別委員会委員長村井達己。

委員会調査報告書。

本委員会の所管事務調査事件について、調査の結果を別添のとおり、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

議会広報広聴特別委員会調査報告。

1. 件名。議会広報広聴について。
2. 期日。平成27年6月18日（設置）から平成31年3月8日。
3. 調査概要。

平成27年4月の改選後、議会活性化、議員資質の向上に加え、情報発信と情報収集に取り組み、町民と接する機会を数多く作り、更なる開かれた議会を目指すことを目的に広報広聴特別委員会を設置した。

①議会報告会に関する事。議会報告会においては、平成27年11月から平成30年5月まで4回、16会場で開催し、平成24年5月に開催した第1回目から数えて7回、32会場で開催し、残りは4地区となった。毎回、議会報告会後の定例会において、その内容を報告し、議会だよりに掲載した。

②議員懇談会に関する事。議員懇談会については、これまで2回東彼商工会より意見交換会の依頼があり、全議員で対応した。

③議場開放に関する事。議場開放は毎年11月に開催される文化祭の折に、本会議場や委員会室、議長室など町民が普段は見る機会が少ない所を案内し、議会を身近に感じていただけるよう取り組んだ。

④ふれあい教室に関する事。ふれあい教室は教育委員会より依頼があり、「身近な議会を目指して」というテーマで高齢者に向けた議会活動等を公会堂にて報告した。

4. まとめ。

本委員会は開かれた議会、身近な議会を目指し、全議員で取り組んできた。議会自ら各地区へ出向き、町民との距離感をなくしながら報告会や意見交換を重ねてきた結果、議会、町民、相互にあらためて知り得た情報や理解できた部分もあり、本委員会の目的に対し、一定の効果があったものと判断している。

今後の課題として、議会報告会、議員懇談会、議場解放等における若者世代や女性をはじめ、参加者の増員を図るための内容や新たな手法も研究し、更なる議会活性化に努める必要を感じたところである。

所管事項に取り組む中で出てきた町民からの町政や議会に対する意見、要望等については行政、議会が把握するだけに留まらず、いかに反映させ実現させていくのかが検討課題である。

また、新庁舎建設を機にインターネットを活用した動画配信、同時中継などの取り組みについても調査研究が必要である。以上であります。

議 _____ **長** これから、委員長の報告に対し、質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** はい。よろしいですね。質疑なしと認め、報告済みといたします。

(1 2 : 0 3)

議 _____ **長** ここで、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 _____ **長** これを持ちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。平成31年3月川棚町議会定例会を閉会をいたします。

ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 2 : 0 6)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初手安幸

会議録署名議員 小田成実

会議録署名議員 福田徹